

○豊中市子ども健やか育み条例の概要

前文
 子どもの人権について、子どもの育ちについて
 大人の役割について、条例制定の趣旨

第1条 目的
 子どもが健やかに育ち、
 子どもを愛情深く育む社会の実現

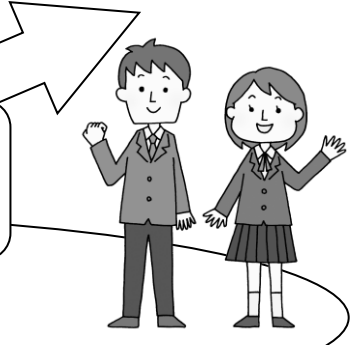
第2条 定義
 子ども おおむね 18歳未満の者

<子どもの育ちに大切なこと>
 ○愛され、信頼され、認められること
 ○多様な人との交流
 ○様々な体験

<人とつながり、未来を切り拓く力>
 ○主体的に考え、行動する力
 ○豊かな人間性や社会性
 ○規範意識



<育ちの中で身につける力>
 ○基本的な生活習慣
 ○豊かな情操
 ○自分を大切にできる気持ち
 ○他者への思いやり
 ○個性
 ○創造力
 ○責任感



第3条 基本理念
 子どもの人権の尊重、子どもの最善の利益の実現、子どもが個性や能力を発揮できる機会の提供

育む

第4条 相互の連携協力

第6条 保護者の役割
 子育てについての第一義的責任、子どもが安らぐことができる家庭づくり、子どもを育み、その育ちを支える

第7条 子ども関連施設の役割
 安全に安心して活動できる環境の確保、
 子どもの育ちを支える、
 社会生活を円滑に営む上での困難を
 有する子どもの早期発見・早期対応

第8条 地域住民の役割
 子どもが安心して生活できる地域づくり、
 子どもの育ちを支える、
 子育て家庭への支援

第9条 事業者の役割
 雇用する労働者の職業と家庭の両立支援、
 子どもの育ちを支える

第5条 市の役割
 福祉、保健、教育その他の関連分野が連携して、総合的に取り組む
 保護者、子ども関連施設、地域住民、事業者と連携し取り組む。また、相互に連携できるよう調整
 人材育成

第10条 こども審議会
 ・子育て・子育て支援行動計画の
 策定・評価
 ・市長からの諮問事項についての
 調査審議
 ・子ども・子育て支援法に基づく事務

施策の策定
第11条 施策の策定
 ・子育て支援
 ・子育て支援
 ・安心・安全なまちづくり
第12条 子どもの社会参加の促進
第13条 相談体制
**第14条 社会生活を円滑に営む上での
 困難を有する子どもへの支援**

施策の推進
第15条 子育て・子育て支援行動計画
第16条 評価
第17条 実施状況等の公表
第18条 推進体制の整備
第19条 広報、啓発、学習
第20条 委任